

相続手続きに欠かせない公的機関等への照会 ～ゆうちょ銀行・かんぽ生命への照会～ その3

今回から「相続手続きに欠かせない公的機関等への照会」をシリーズで解説しています。今回は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命への照会について解説します。

1. ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行への預入限度額は、平成31年4月1日からは、以下のように改正されました。

貯金の種類	限度額
通常貯金（通常貯蓄貯金を含む）	(※1) 1,300万円
定期性貯金（低額貯金各種、定期貯金各種（財形貯金各種を除く））	(※1) 1,300万円
財形貯金各種	(※1・2) 550万円
振替口座（振替貯金）	預入限度額はありません

(※1) 利子が加算された場合は、元本と利子（税引き後）の合計金額で貯金総額を計算します。

(※2) 定期性貯金が預入限度額（1,300万円）に達していない場合、その未使用分を財形貯金の預入限度額に加算できます。

ゆうちょ銀行の貯金は、他の銀行のように各本支店で貯金の口座管理をしておらず、各地域ごとに設けられた貯金事務センターで管理されています。そこで、ゆうちょ銀行所定の照会書などによって貯金の有無や取引履歴などを入手することができます。

貯金等照会書（貯金「等」というのは、国債などのことです。）によって取引履歴（過去10年分の取引履歴の請求も可能）を入手しておくようにします。

代理人にその業務を委任する場合には、代表相続人のゆうちょ銀行所定の委任状と、委任者の押印（実印）と印鑑証明書（有効期間は6か月以内のもの）が必要です。委任状は、払戻し等の手続きを委任する方（預金者）が自筆で記入します。

この貯金等照会書は、被相続人の貯金だけでなく、相続人名義の貯金も照会するようにします。これは、相続人名義となっている貯金でも真の所有者が被相続人でないか確認するために行うものです。

2. かんぽ生命

平成28年4月1日から、かんぽ生命保険の加入限度額が最大1,300万円から2,000万円に引き上げられました。このように、かんぽ生命保険は加入限度額が法律で規制されています。そのため、かんぽ生命保険会社では、契約者等について、名寄せして限度管理を行っていることから、契約内容について照会すれば詳細が把握できます。

かんぽ生命保険（又は簡易生命保険）については、所定の委任状に、「解約返戻金額・現存確認等の証明書発行依頼書」に必要事項を記載して請求します。

故人がかんぽ生命と取引をしていた場合には、「過去10年分の取引履歴（契約の加入・解約等）についても併せて証明願います。」と記載しておく、その内容についても回答してもらえます。

このことにより、過去10年間における保険金の満期などの受取状況の確認もできます。

最寄りの郵便局でかんぽ生命保険の契約の有無を確認するために、「証明書発行依頼書」を入手し、かんぽ生命保険所定の委任状（署名及び捺印（実印））を相続人からの受領し、かんぽ生命保険サービスセンター（全国に5か所（仙台、東京、岐阜、京都、福岡）あります）へ、委任状、証明書発行依頼書及び必要な添付資料を送付します。

照会の結果は、だいたい10日前後で請求人（相続人または相続人から依頼を受けた代理人）に結果が通知書という形で送付されることになります。該当する契約があった場合には契約状況が通知され、契約がなかった場合であってもその旨が通知されます。かんぽ生命への照会自体には手数料はかかりません。

取引がある場合には、以下のかんぽ生命保険の契約状況を確認できます。

- ① 照会日から過去10年間の被相続人に関するもの
- ② 被相続人だけでなく、照会日から過去10年間の相続人に関するもの

解約済みの場合には、解約した日、請求人の名前及び解約還付金の金額などを確認できます。